

内堀知事の梶山経済産業大臣に対する申し入れの結果

日時 令和3年4月15日(木)

場所 経済産業大臣室

○知事

よろしくお願いたします。要望の中身に入ります前に、まず、福島県が置かれている状況についてお話をしたいと思います。

トリチウムを含む処理水の取扱いについては、風評を懸念する県内の自治体や関係団体等から、海洋放出に反対をする意見、タンクでの保管を継続すべきとの意見、慎重な判断を求めるなどの意見が数多く出されました。一方で、福島第一原発の地元の自治体からは、保管継続による町の復興や住民帰還への影響を危惧する意見が示されております。

原発事故以降、福島県では、県民の懸命な努力と国内外からの御支援を頂きながら、風評払拭に全力で取り組んでまいりました。そうした努力が実り、例えば、県産農産物の輸出量については、2017年以降、3年連続で過去最高を更新し続けており、水産業においても、昨年2月に全ての魚種について出荷制限が解除され、今年4月には、本格操業に向けた移行操業が始まったところであります。

こうした、事故前の暮らし、生業を徐々に取り戻しつつある中、今般の処理水の取扱いによって、新たな風評が生じるのではないかという強い懸念と、廃炉作業全体を安全かつ着実に進め、一日も早い避難地域の復興を成し遂げなければならないという大きなジレンマを抱えております。

処理水の取扱いに当たり、福島県からは、国が「正確な情報発信」と「具体的な風評対策」に責任を持って取り組み、幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら、慎重に対応方針を決定するよう求めてまいりました。

今般、処理水の対応の基本方針が決定されましたが、この基本方針については、海洋放出の反対や陸上保管の継続を求める意見、新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く示されております。特に、これまで福島県民が10年にわたり積み重ねてきた、復興や風評払拭の成果が水泡に帰す、水の泡となる懸念もあります。

国においては、改めて本県がおかれている厳しい状況をしっかりと受け止めてください。また、処理水の問題は、福島県だけの問題ではなく、日本全体の問題として進めていかなければなりません。こうした観点から、先般、政府において決定されました基本方針について、私からその申し入れ書に基づきまして、五点、申し上げます。

まず、一つ目は、「関係者に対する説明と理解」についてであります。

これまで、関係者から様々な意見が出されましたが、その多くに共通しているのが「風評に対する懸念」であります。これは、処理水に関する情報が十分に伝わっていないこと、風評対策が具体的に示されていないことが、その主な要因ではないかと考えております。

このため、処理水の取扱いに関する理解が深まるよう、国の基本方針等について、農林水産業や観光業の関係者を始め、県内の自治体等に対し、丁寧な説明を行ってください。

二つ目は、「浄化処理の確実な実施」についてであります。

現在、タンクに保管されている処理水には、トリチウム以外の放射性物質を含んだものが混在しており、全体の約7割が基準値を満たしておりません。このことが大きな不安要因の一つとなっております。浄化処理を行い、基準値を満たすことは、新たな風評を発生させないための大前提であります。

そのため、浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組んでください。また、地元関係者などの立ち会いのもと環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じてください。併せて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じてください。

三つ目は、「正確な情報発信」についてであります。

本県のイメージは、いまだ原発事故当時の印象を払拭できておらず、農林水産業を始めとした県産品の販路回復や国内外からの観光誘客、教育旅行の回復などが大きな課題となっております。

このため、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果など、正確な情報を広く国内外に伝え、本県の状況が正しく理解されるよう取り組んでください。

四つ目は、「万全な風評対策と将来に向けた事業者支援」についてであります。

原子力災害に伴う風評を払拭するためには、長期にわたる粘り強い取組が不可欠であり、これまでも、県民が大変な苦労を重ねながら、取り組んできたところであります。

今般示された風評対策は、これまでの対策を拡充するものでありますが、県民の不安を払拭するのに必ずしも十分とは言えません。国においては、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、厳しい環境に置かれている水産業を始め、県内の農林業や観光業などに対する、万全な風評対策を講じてください。

特に、処理水の取扱いは長期に及ぶことから、本県水産業が将来にわたって持続可能となる復興を成し遂げるため、操業拡大に向けた取組が漁業関係者の懸命な努力により始まったことを踏まえ、水揚げされた水産物が全量、適正な価格で取引されるなど、事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを、国において構築してください。

また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し、被害がある限り最後まで確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応してください。

五つ目は、「処理技術の継続的な検討」についてであります。

小委員会においては、トリチウムの分離技術について、実用化できる段階にあるものは確認されていないとされております。しかしながら、処理水の取扱いは長期間にわたることから、その間に新たな処理技術の進展も期待されます。

このため、国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応してください。

以上、基本方針について、福島県の意見を述べさせていただきました。

国においては、本県が置かれている状況を十分に踏まえた上で、処理水の処分により、これまで県民が積み重ねてきた努力を後退させることがないように、国が前面に立ち、経済産業省を中心に関係省庁が一体となって万全な対策を講じてください。

繰り返しになりますが、処理水の取扱いについては、県民、さらには国民全体の理解が重要です。引き続き、国の責任において、関係者等に対する丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう取り組んでください。

最後に、2月13日に発生した福島県沖地震において、福島第一原発3号機に設置した地震計が修理をされずに放置されていたことや、柏崎刈羽原発における核物質防護上の重大な違反が発覚するなど、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、多くの県民が不安を感じております。

廃炉・汚染水対策は、長期にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要です。このような状況を踏まえ、国においては、東京電力の管理体制について、県民目線に立った抜本的な改革が図られるよう、強く指導してください。

私からの申し入れは以上であります。

よろしく願いいたします。

○経済産業大臣

経産省にお越しいただきまして感謝を申し上げます。また、一昨日、急遽ではありましたが、時間をさいいただき、私どもの報告をする場を設けていただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

今いただきました要請につきましては、いずれも、重く受け止めた上で、しっかりと対応させていただきます。

福島の皆様におかれましてはこの10年、復興に向けて、そして、大変な御努力を重ねてきたと思います。そして、その中でも少しずつではありますがありますが、回復を実感しつつある中で、今回のALPS処理水の海洋放出ということで、いま知事からもお話ありましたように、新たな風評を生むのではないかという御懸念をお持ちの方が数多くおいでになると拝察をいたします。

こうした中で、廃炉を着実に進め、復興をさらに進めるために処分方法を決定したことは政府として極めて重要な決断と認識をしておりますけれども、またこの決断には、また重い、重い責任が伴うものであると認識をしております。

総理からも、御懸念を示されている方々が安心できるように、また少しでも安心していただけるように、政府一丸となってあらゆる対策を徹底的に行い、最後までに責任を全うしなければならないという、指示をいただいているところであります。

今日要望ありましたことについて、私のほうからお話させていただきます。

まず、今後の実際の放出までの2年間をかけて、福島の皆様にご政府の対応への理解を深めていただけるよう、説明を徹底してまいります。とりわけ、安全性については科学的根拠に基づく情報発信を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

次に、安全確保についてであります。海洋放出にあたっては、規制基準の遵守はもちろんのこと、東電任せにせず、環境省やIAEA、地元の自治体や農林水産業者など複層的な監視また参加を得ながら、処分の実施状況を透明性高く、内外に発信してまいりたいと思います。

福島の皆様が懸念される風評についてでありますけれども、風評の影響を最大限抑制するために、漁業者の皆さまをはじめとする影響を受け得る皆様の声をよく伺いつつ、販路開拓を始めとした支援など出来ることは何でもやるという覚悟で徹底してまいります。

とりわけ御心配をおかけしている、漁業者の皆様に対しては、先日、福島県漁連の野崎会長から、お話をいただいたように、今生活している土地で将来にわたり漁業を続けていくことができるよう、水産庁等とも協力しつつ経済産業省を挙げて対応に取り組んでまいります。

それでもなお風評被害が生じた場合には、東京電力に対して、賠償期間、地域、業種を画一的に限定することなく、客観的な統計データの分析等により、立証の責任を被害者に一方的に寄せることのないように、対応することを指導してまいります。

さらに国としても、指導にとどまらずに、漁業者の皆様への賠償方針や支援、東京電力への働きかけなどを行い、漁業者の皆さまに寄り添い迅速かつ適切な賠償の実現に向けて取り組むための特別チームを、省内に立ち上げることを今日、指示をしたところであります。すぐにこれは立ち上げさせます。

最後に、新たに海洋放出するALPS処理水を可能な限り低減できるよう汚染水発生量の抑制に取り組むとともに、トリチウム分離技術の動向につきましても、引き続き注視をし、実用化可能な技術は積極的に取り入れるという方針で行いたいと思っております。

さらに明日には、官房長官を議長とする新たな閣僚級の会議を開催しまして、政府一丸となって対策の実現に取り組んでまいります。

これまで懸命に復興に取り組まれてきた皆さまの努力を決して無駄にせず、復興の歩みを更に前に進めるという強い決意をもって、私自身が先頭に立つ覚悟で対応してまいります。

引き続き、基本方針についての御理解をいただくとともに、今後の政府の対応についても、ぜひとも御協力をよろしくお願い申し上げます。